

所得税は税務署で、市民税・都民税は市役所で 申告書は自分で書いて提出はお早めに



所得税の申告と納税は2月16日(水)～3月15日(火)です

確定申告相談と市民税・都民税の申告会場

会場	日程	受付時間
わくわく健康 プラザ1階講堂	2月1日(火)、 2月2日(水)	午前9時半～11時、 午後1時～4時
東部地域センター 1階講習室	2月8日(火)	
南部地域センター 2階講習室	2月9日(水)	
市役所2階 204・205会議室	2月16日(水) ～3月15日(火)	午前8時半～11時、 午後1時～5時

※2月18日(金)・25日(金)の午後5時15分～8時、市役所2階を会場に「夜間申告相談窓口」を設置します。なお、午後5時15分以降は、電話相談と証明書などの発行はできません。
※市役所・各会場でお受けできる確定申告書は、「提出のみの方および簡易な申告の方」に限らせていただきます。

所得 税

申告と相談は東村山税務署へ

〒189-8555 東村山市本町1-20-22
☎042・394・6811

※電話での問い合わせの場合、自動音声案内に沿って「2」を選択してください。
※土曜・日曜日、祝日はお休みです。ただし、2月20日(日)と27日(日)に限り、午前9時～5時に東村山税務署で、確定申告書作成のアド

今年も、所得税と市民税・都民税の申告の受け付けが始まります。窓口での受け付けは2月16日(水)～3月15日(火)の期間、「所得税の確定申告」は税務署で、「市民税・都民税の申告」は市役所で行います。3月に入りますます大変複雑しますので、早めの申告にご協力ください。

「税」は、皆さんが安心して暮らせるよう、国や地方公共団体が活動するための大切な財源です。今年も、所得税と市民税・都民税の申告の受け付けが始まります。窓口での受け付けは2月16日(水)～3月15日(火)の期間、所得

税の確定申告は税務署で、市民税・都民税の申告は市役所で行います。各会場とも車での来場はご遠慮ください。なお、3月に入りますます大変複雑しますので、早めの申告にご協力ください。

確定申告の無料相談会(税理士会)

◎年金受給者、給与所得者、小規模納税者の方

会場	日程	時間
市役所7階 701・702会議室	2月14日(月) ～2月18日(金)	午前9時半～11時半、 午後1時半～3時半

※受付時間は混雑の状況により、早く締め切る場合があります。
※所得金額が高額な方や相談内容が複雑な方、譲渡・相続・贈与の申告の方は、税務署または有料で税理士にご相談ください。

市役所地下駐車場の改修工事を行います

2月1日(火)～26日(土)の期間、市役所地下駐車場の改修工事を行うため、駐車できるスペースが少なくなります。また、駐車場内の通行も一部制限します。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。
詳しくは管財課☎470・7718へ。



確定申告書の様式が変更になります。所得税の確定申告書は22年分以降に使用するものから、提出用・控え用の2枚で1組となります。21年分までは、添付書類は確定申告書の二表の裏面に張りましたが、22年分以降は申告書の裏面に張らず、添付書類台紙などに張って申告書と一緒に提出してください。

お願い

市役所でお受けできる確定申告は、市役所・各会場とも次のものに限りさせていただきます。

- (1) 提出のみの方＝内容が記入されていて、お預かりするだけのもの
- (2) 簡易な申告の方＝①給与や公的年金のみの収入の方②前記①に該当し、医療費控除や寄附金控除のある方

なお、簡易な申告の方で医療費控除を受ける場合には、あらかじめ医療費の合計額を計算してきてください。市役所では、確定申告書(簡易なもの)の記載方法などについて、疑問などがある方に書き方のアドバイスを行います。確定申告書はご自身で作成していただきます。また、確定申告書は国税庁ホームページからも取得できます。

ご注意ください!

市役所で受け付ける市民税・都民税の申告では、所得税の還付は受けられません。還付の申告をする方は東村山税務署へ申告してください。

市民税・都民税

申告と相談は市役所課税課

市民税係(市役所2階)へ
☎470・7777 (内線2333～2337)

国税庁ホームページで確定申告書の作成ができます

「e-Tax」を利用する場合は、国税庁ホームページの「e-Tax」(インターネット)では、所得税の確定申告書・決算書・収支内訳書・消費税・地方消費税などの確定申告書が作成可能です。

「e-Tax」を利用する場合は、国税庁ホームページの「e-Tax」(インターネット)では、所得税の確定申告書・決算書・収支内訳書・消費税・地方消費税などの確定申告書が作成可能です。

市役所での受け付けは、土曜・日曜日、祝日はお休みです。なお、2月18日(金)・25日(金)の午後5時15分～8時に、夜間申告相談窓口を行います(ただし、電話相談や証明書などの発行は行いません)。

申告が必要な方

- (1) 23年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方
- (2) 給与所得者の方で、次のいずれかに該当する方。①勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない方②給与を2カ所以上から受けている方③22年中に退職し、23年1月1日現在就職していない方

④給与のほかに地代、家賃、原稿料、年金、配当などの所得があった方(所得税では、給与所得者で給与以外の所得

申告に必要なもの

- 申告書▼源泉徴収票・収入証明書など前年中の収入金額の分かる書類▼社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費などの各控除を受ける場合は、前年中に支払った証明書または領収書▼国民健康保険料・後期高齢者医療制度の保険料・介護保険料・国民年金で前年中に支払った領収書など▼認め印

《今号の主な内容》

- ・23年4月、統一地方選挙が行われます
- ・若年者就職支援セミナーと個別カウンセリングを実施します
- ・「賃貸住宅トラブル110番」を実施します